

需要抑制割引型電灯

(節電とくとくと電灯)

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

平成 28 年 4 月 1 日 実施

本 則

1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の需要抑制割引型電灯（以下「この料金表」といいます。）は、当社の需給ひっ迫時等において、当社からの通知にもとづき、お客さまに電力の使用を抑制していただくこと（以下「節電」といいます。）により、電力需給の安定と当社の電力設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、需要抑制割引型電灯といたします。

3 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(1)および(2)に該当し、かつ、ほくリンク会員（ほくリンク会員規約に同意のうえ、当社が運営するインターネットサイト等において提供するサービスの利用を申込み、当社が承認した方をいいます。）に該当する場合で、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整ったときに適用いたします。

(1) 契約電流が次のイに該当し、または契約容量が次のロに該当すること。

イ 契約電流が60アンペアであること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設

備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、次のとおりといたします。

(1) 3（適用範囲）(1)イに該当する場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) 3（適用範囲）(1)ロに該当する場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約電流および契約容量

契約電流および契約容量は、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）により算定された値といたします。

6 実施方法

当社は、お客さまに次により節電を実施していただきます。

(1) 節電実施の通知

当社は、需給状況等から、お客さまに節電していただくことが必要と判断した場合、節電実施日の前日までに電子メールによりお客さまに節電実施の通知をいたします。この場合、当社が電子メールを送信したときに、節電実施の通知をしたものといたします。

(2) 節電実施対象期間

節電実施対象期間は、当社からの通知にもとづきお客さまに節電を実施していただく期間とし、毎年7月1日から9月30日までの期間および毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(3) 節電実施日

節電実施日は、節電実施対象期間において、当社からの通知にもとづきお客さまに節電を実施していただく日といたします。

(4) 節電実施対象時間

節電実施対象時間は、節電実施日にお客さまに節電を実施していただく当社の指定する時間とし、節電実施日1日につき連続する3時間といたします。

7 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計から(3)によって算定された節電割引額を差し引いたものに、要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表, B表共通

契約電流10アンペアまたは契約容量1キロボルトアンペアにつき	237円60銭
--------------------------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

A 表 (平成28年5月31日まで)

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円48銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円29銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円98銭

B 表 (平成28年6月1日以降)

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円52銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円33銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円02銭

(3) 節電割引額

節電割引額は、節電電力量により次のとおり算定いたします。

なお、1月に節電実施日が複数ある場合は、節電実施日ごとに算定するものといたします。

節電割引額 = イの節電電力量 × への割引単価

イ 節電電力量

節電電力量は、次のとおり算定いたします。

節電電力量 = ロの基準電力量 - ホの実績電力量

なお、節電電力量が負となる場合は、節電電力量を零といたします。

ロ 基準電力量

基準電力量は、ハの基準日における節電実施対象時間と同一時間の使用電力量につき、4日間の値を平均してえた1時間あたりの使用電力量といたします。

ハ 基準日

基準日は、ニの基準候補日のうち、節電実施対象時間と同一時間の使用電力量が多い4日間をいいます。

ニ 基準候補日

基準候補日は、節電実施日の前5日間といたします。ただし、当該5日間に次のいずれかが含まれる場合は、これを除外し、さらにさかのぼって基準候補日といたします。

- (イ) 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (ロ) 8月13日から8月16日まで
- (ハ) 12月29日から1月4日まで
- (ニ) この料金表に定める節電実施日

ホ 実績電力量

節電実施日の節電実施対象時間における1時間あたりの使用電力量をいいます。

ヘ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

節電電力量1キロワット時につき	129円60銭
-----------------	---------

ト 単位および端数処理

- (イ) 基準電力量および実績電力量の単位は0.01キロワット時とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入いたします。
- (ロ) 節電割引額の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

8 計 量

当社は、記録型計量器により、料金の算定に必要な計量を行いません。

9 そ の 他

- (1) 当社は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 3（適用範囲）(1)イに該当するお客さまについては、要綱29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、停止期間中の料金を申し受けません。
- (3) 3（適用範囲）(1)イに該当するお客さまについては、要綱40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は適用いたしません。
- (4) 需給開始日の翌日から6（実施方法）(3)の節電実施日までの期間において、7（料金）(3)ニの基準候補日に該当する日が5日に満たない場合は、その節電実施日の節電割引額は適用いたしません。
- (5) 需給契約の消滅日と6（実施方法）(3)の節電実施日が同一の日となる場合は、その節電実施日の節電割引額は適用いたしません。
- (6) その他の事項については、要綱によるものといたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、要綱19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 本則7（料金）(2)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 要綱19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。